

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	清掃業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月1日	東京美装北海道(株)北見支店 北海道北見市山下町5丁目5番 24号	月額11,835,560円	契約業者は新型コロナ対応の流行初期 段階から、当院と一体となって感染対策に 取り組んでいるため当院に置ける対応策の 蓄積があり、最も早急な対応が取れること から、契約の性質または目的が競争を許 さない場合に該当するため(日本赤十字 社会計規則第36条第4項)	
2	メッセージ業務委託 契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月1日	株式会社シーエス・エス 北海道北見市高栄西町3丁目5- 7	年額11,668,800円	業務委託にかかる仕様書の再検討が必要 な状況であり、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当するため(日 本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	患者給食業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月1日	日清医療食品(株)北海道支店 北海道札幌市中央区北3条西4 丁目1-1	月額14,696,744円	現在の業務状況において業者変更した 場合運営リスクが高くなることから、契約の 性質及び目的が競争を許さない場合に該 当するため(日本赤十字社会計規則第36 条第4項)	
4	北海道立北見病院 患者給食業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月1日	日清医療食品(株)北海道支店 北海道札幌市中央区北3条西4 丁目1-1	月額3,333,000円	現在の業務状況において業者変更した 場合運営リスクが高くなることから、契約の 性質及び目的が競争を許さない場合に該 当するため(日本赤十字社会計規則第36 条第4項)	道立病院分
5	駐車場管理委託業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月1日	アマノマネジメントサービス(株) 神奈川県横浜市港北区菊名7- 3-22	月額1,259,500円	機器設備導入業者による業務委託のため、 契約の性質及び目的が競争を許さない 場合に該当するため(日本赤十字社会 計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額11,866,459円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	北海道立北見病院 医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和3年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額1,788,424円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
8	高圧蒸気滅菌装置修理 業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年4月26日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,056,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない時に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	術中電子リニア探触子	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年5月31日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,331,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
10	OESProレゼクトスコー プセット	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年6月7日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,430,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	病棟案内サイン取付工 事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年6月30	株式会社 シモモト工芸社 北海道北見市中ノ島町3丁目1 番33号	1,430,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条)	
12	電子カルテシステム 令和4年度診療報酬改 訂に伴うシステム改修	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年7月14日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	4,400,000円	本システムの導入業者であり、保守業務 及びシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	
13	電子カルテシステム 令和4年度診療報酬改 訂に伴うシステム改修	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年7月14日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	4,994,000円	本システムの導入業者であり、保守業務 及びシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	道立病院分
14	手術室画像管理システ ムサーバ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月1日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	24,750,000円	既存システムの導入業者であり、保守業 務とシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	
15	タニケットシステム	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月5日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1595000	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
16	ベッドサイドモニタ2式	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月5日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,017,500円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	総額2,035,000円
17	微生物由来成分分析装 置 リムセイブ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月5日	大槻理化学 株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	1,287,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
18	解析付心電計	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月5日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,483,900円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
19	メールサーバー	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月19日	株式会社 システムサプライ 北海道北見市小泉386番地3	2,999,810円	既存システムの導入業者であり、保守業 務とシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	
20	医療用画像管理/放射 線科情報システム 追 加オプション	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月23日	キヤノンメディカルシステムズ株 式会社 北海道旭川市一条9丁目50番地 3旭川緑橋通第一生命ビルディ ング8階	44,000,000円	既存システムの導入業者であり、追加作 業や改修作業に必要な知識を有している ことから、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
21	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ修理	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月31日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,012,000円	本装置の導入業者であり、保守業務に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
22	エアウェイマネジメントモ バイルスコープ修理	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月31日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,496,000円	本装置の導入業者であり、保守業務に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
23	電子カルテシステム 手術支援システム導入 連携費用	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年8月31日	日本電気 株式会社 北海道札幌市中央区大通西4-1	3,300,000円	既存システムの導入業者であり、追加作業や改修作業に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
24	北見赤十字病院 職員住宅解体工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年10月28日	株式会社 竹口組 北海道北見市山下町4丁目2番地8	2,310,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条)	
25	超音波リニア探触子	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年11月16日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,100,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
26	ベッドサイドモニタ	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年11月22日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,067,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買 い入れであるため(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2項)	
27	SLT+YAGレーザー装置 修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年12月13日	株式会社 竹山 北海道北見市本町5丁目4番10 号	1,595,000円	本機器の保守業務は、代理店である購入 業者のみの対応であり、契約の性質又は 目的が競争を許さない時に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
28	循環器情報統合システ ム修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和4年12月28日	株式会社 ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	7,040,000円	既存システムの導入業者であり、保守業 務とシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	
29	PET-CT装置校正線源 交換修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和5年1月6日	公益社団法人 日本アイソトープ 協会 東京都文京区本駒込2丁目28番 45号	1,799,600円	本製品の製造・販売は当法人のみでの取 扱いとなっていることから契約の性質又は 目的が競争を許さないときに該当するた め。(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	
30	全社統合情報システム 導入業務	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和5年1月6日	エヌ・ディ・ディ・コミュニケーショ ンズ 株式会社 東京都千代田区大手町2丁目3 番1号	2,233,793円	本社にて指定された業者であることに加 え、装置を熟知しており適切な業務実施 が可能な業者であることから、契約の性質 又は目的が競争を許さない時に該当する ため(日本赤十字社会計規則第36条第4 項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
31	検体検査システム接続 連携業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和5年1月27日	日本電気 株式会社 札幌市中央区大通西4丁目1番 地	5,500,000円	既存システムの導入業者であり、保守業 務とシステム改修に必要な知識を有して いることから、契約の性質又は目的が競 争を許さないときに該当するため。(日本 赤十字社会計規則第36条第4項)	
32	医用画像管理システム 改修業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和5年2月2日	キャノンメディカルシステムズ株 式会社 北海道旭川市一条9丁目50番地 3旭川緑橋通第一生命ビルディ ング8階	7,480,000円	本装置の導入業者であり、保守業務に必 要な知識を有していることから、契約の性 質又は目的が競争を許さないときに該当 するため。(日本赤十字社会計規則第36 条第4項)	
33	旧医用画像管理システ ム既存データ移行業務 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和5年3月30日	富士通JAPAN 株式会社 北海道札幌市中央区北2条西4 丁目1番地	14,960,000円	本システムの導入業者であり、保守業務 に必要な知識を有していることから、契約 の性質又は目的が競争を許さないときに 該当するため。(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	